平成17年3月25日判決言渡 平成16年(少コ)第3704号 損害賠償請求事件 口頭弁論終結日 平成17年3月25日

少額訴訟判決

- 1 被告は,原告に対し,金59万9957円を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 4 この判決は、仮に執行することができる。 事実及び理由

第1 請 求

- 1 被告は,原告に対し,金60万円を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 仮執行の宣言
- 第2 請求の原因

別紙「請求原因変更の申立書」記載のとおり

第3 理 由

被告は、本件口頭弁論期日に出頭しないが、陳述したものとみなされた答弁書によれば、要は、「被告の本件通帳は、平成16年8月11日新規作成したが、その後A駅構内に置き忘れて紛失したままになっており、原告主張の内容については自分は一切知らない。」というものと解される。

証拠及び弁論の全趣旨によると、原告が振り込んだという口座は、被告の口座であることが認められ、本件通帳の記載内容は、甲2号証(B銀行A駅前支店からの照会・回答書)によれば、原告が本件通帳に合計250万円を振り込む前の残高は金100円であって、請求の原因記載の経過のもとで、当裁判所からの銀行照会の回答日である平成17年3月7日現在で本件通帳には残高金60万0057円が存在していることが認められる。そうすると、被告は、元々存在した金100円を除く金59万9957円を利得する法律上の何らの権原がないことは明らかであり、これを原告に返還する義務があると言わなければならない。

よって、主文のとおり判決する。

東京簡易裁判所少額訴訟2係

裁判官小林一義

(別紙)

「請求原因変更の申立書」

- 1 原告は、平成16年9月2日午前9時半ころ、訴外佐藤と名乗る人から「急に飛び出した息子を避けようとして、車が近くの建物にぶつかり、その修理代として250万円を払ってほしい。」という電話連絡を受けた。
- 2 原告は、動転し、相手の話を信じてしまったこと、組員だと名乗り、お金を 支払えば息子を解放するとの言葉に、同日、3回に分け合計250万円を、指 定されたB銀行A駅前支店、普通預金口座C、Dあてに振り込んだ。
- 3 その後、原告は、おかしいと気付いて、直ちにE警察署へ出向いて事情を説明し、相談したところ、振り込め詐欺と判明し、同警察が前記銀行に連絡・調査したところ、既に、金190万円は引き出され、金60万円が残されていることが判明した。
- 4 以上のとおり、原告は、訴外佐藤と名乗る人にだまされて、被告の本件通帳に金250万円を振り込んでしまったものであり、被告は、これを取得する何らの法律上の原因も有しないばかりか、現に、残金60万円が通帳に残り、これを利得している結果となっている。
- 5 よって、原告は、被告に対して民法703条に基づいて、金60万円の返還を求める。